

枚方市人事行政の運営等の状況の公表

平成17年度

枚方市

枚方市人事行政の運営等の状況の公表について

市は、平成16年8月1日に地方公務員法の改正法が施行されたことに伴い、平成17年3月に「枚方市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定、4月に施行しました。これは、人事行政の運営等の状況を市民の皆さんにお知らせすることによって、人事行政の公正性と透明性を高めることを目的としたものです。

市では、平成13年12月に策定した第2次行政改革推進実施計画を引き継ぐとともに、いっそう踏み込んだ構造改革の具体化を図るため、18年3月に構造改革アクションプランを策定し、25年度までに普通会計職員700人、特別・企業会計で70人を削減する(平成16年4月比)目標を設定しました。

同時に、人件費の削減を重要課題として掲げ、普通会計では支出のピークであった平成10年度と比較し17年度決算では約38億円を削減しました。平成17年度の取り組みとしては、7月に特殊勤務手当の廃止や支給額の引き下げを行ったほか、福利厚生制度についても見直しを行いました。平成18年4月には、給料表を従来の6級制から職務・職責に応じた8級制に変更するとともに国に準じた勤務実績に基づく昇給制度の導入や勤勉手当への勤務実績反映の拡大などを実施し、メリハリのある給与体系の構築を図りました。また、平成17年1月から給料月額3%カットを継続して行うなど、引き続き人件費の削減に取り組んでいます。

各機関における取り組み

教育委員会では、学校校務員の一人配置や学校給食調理場運営への民間委託導入などをさらにすすめ、今後も職員数の適正化に取り組んでいきます。

水道局では、今日まで業務の見直しによる人員削減や水道事業の経営状況を踏まえて、職員配置に取り組んできました。

今後も業務の見直しや民間活力の導入などをすすめながら、枚方市構造改革アクションプラン等に基づき、職員数の適正化に取り組んでいきます。

市民病院は厳しい財政状況にある中で、平成16年2月に策定した病院財政再建緊急対応策を着実に進めることで財政の健全化に取り組んでいます。

この中で、給食調理業務や緊急検査業務の委託等により職員数の適正化を図り、平成17年度は一定の経営改善を図ることが出来ました。

選挙管理委員会事務局の事務執行体制は平成17年に6人体制とし、選挙時には市長部局から事務応援を3人求め対応していました。

今後は、予定される選挙に応じたフレキシブルな人員体制とするものです。

市全体として、今後市税収入の増加が見込めない状況の下で、健全な財政運営を行なっていくためには、経常的経費に占める割合の高い人件費の削減は市の重要課題となっています。今後も、平成18年3月に策定した構造改革アクションプランに基づき、平成25年度までに職員770人の削減目標(平成16年4月比)に向け、計画的な採用を行いながら職員数の適正化に取り組んでいきます。

なお、この公表の内容のうち、給与・定員管理に関するものは、総務省より提供のあった各自治体共通の公表様式(総務事務次官通知 平成17年8月29日 総行給第103号)を基本として公表しています。

職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

(単位:人)

部 門	職員数		平成18年(対前年)			平成17~18年の主な増減理由	
	平成17年	平成18年	増員	減員	差引		
一般行政	議会	17	17	0	0	0	
	総務	355	353	25	27	△ 2	危機管理事務・生涯学習事務・市民協働参画事務の体制強化、人権協会の発足に伴う職員の派遣増(増)、国勢調査実施本部・施設管理サービス公社の解散減、指定管理者制度に伴う勤労者福祉協会の解散減(減)
	税務	135	136	1	0	1	固定資産税事務の体制強化(増)
	民生	516	517	12	11	1	子育て支援・相談体制の強化、公立保育所の業務増、自立支援法施行に伴う業務増、生活保護ケースワーカーの業務増(増)、指定管理者制度に伴う社会福祉協議会への派遣職員見直し(減)
	衛生	528	500	7	35	△ 28	保健センター事務・ごみ減量対策事務・温暖化防止等環境事務の体制強化(増)、市営葬儀体制事務の見直し、衛生施設事務の体制見直し、ごみ・し尿収集体制の業務見直し、ごみ収集業務の一部民間委託(減)
	労働	14	9	1	6	△ 5	勤労者福祉体制の強化(増)、指定管理者制度に伴う勤労者福祉協会の解散減(減)
	農林水産	20	19	0	1	△ 1	農政関係業務の欠員不補充(減)
	商工	11	14	3	0	3	産業振興体制強化(増)
	土木	321	309	1	13	△ 12	耐震関係事務の体制強化(増)、下水道事務の体制見直し、下水処理場廃止に伴う体制見直し、公園維持作業の体制見直し、道路の舗装簡易補修の民間委託(減)
	小計	1,917	1,874	50	93	△ 43	[参考:類似団体の平均職員数 1,457]
特別行政	教育	512	487	4	29	△ 25	教育文化センター事務の体制強化、給食センター体制の見直し(増)、小・中学校校務員の配置基準見直し、指定管理者制度に伴う体育協会の派遣職員見直し、学校教育事務の体制見直し、欠員不補充(減)
	小計	512	487	4	29	△ 25	[参考:類似団体の平均職員数(教育のみ) 408]
公営企業等	病院	331	328	12	15	△ 3	看護師欠員の退職補充(増)、病院調理業務の民間委託、事務局体制の見直し、医師・検査技師の退職不補充(減)
	水道	149	144	0	5	△ 5	機構改革に伴う部課体制の変更(減)
	下水道	95	87	1	9	△ 8	下水道建設業務の体制強化(増)、下水処理場廃止に伴う体制の見直し(減)
	その他	77	81	4	0	4	国民健康保険事務の体制強化(増)
	小計	652	640	17	29	△ 12	
定員管理調査合計	3,081	3,001	71	151	△ 80		
[]内は 条例定数の合計	[3,785]	[3,785]					
その他市職員	17	17	—		0		
市職員数	3,097	3,017	—		△ 80		

[注1] 定員管理調査合計には、教育長1人を含みます。
 [注2] その他市職員とは、淀川左岸流域下水道組合への派遣職員などです。
 [注3] 市職員数は、一般職に属する職員の数(教育長、臨時職員、非常勤職員などを除く)の合計です。ただし、18年については任期付非常勤職員等を含みます。

※定員管理調査とは総務省で毎年4月1日に行う地方公共団体を対象とした職員構成等の調査をいいます。

(2) 類似団体との比較(平成18年4月1日現在)

(単位:人)

区 分	一般行政	特別行政(教育)	職員数合計	人口
枚方市	1,874	487	2,361	404,004
八戸市	1,034	273	1,307	244,678
盛岡市	1,444	466	1,910	287,186
所沢市	1,602	378	1,980	336,081
越谷市	1,299	273	1,572	315,782
高崎市	1,468	645	2,113	245,023
福井市	1,505	387	1,892	252,224
大津市	1,392	434	1,826	301,664
豊中市	1,999	478	2,477	386,633
吹田市	1,736	528	2,264	353,853
茨木市	1,106	338	1,444	267,976
寝屋川市	1,293	309	1,602	241,825
明石市	1,233	447	1,680	291,033
佐世保市	1,415	266	1,681	248,104
類似団体平均	1,457	408	1,865	298,290
平均値との比較	417	79	496	105,714

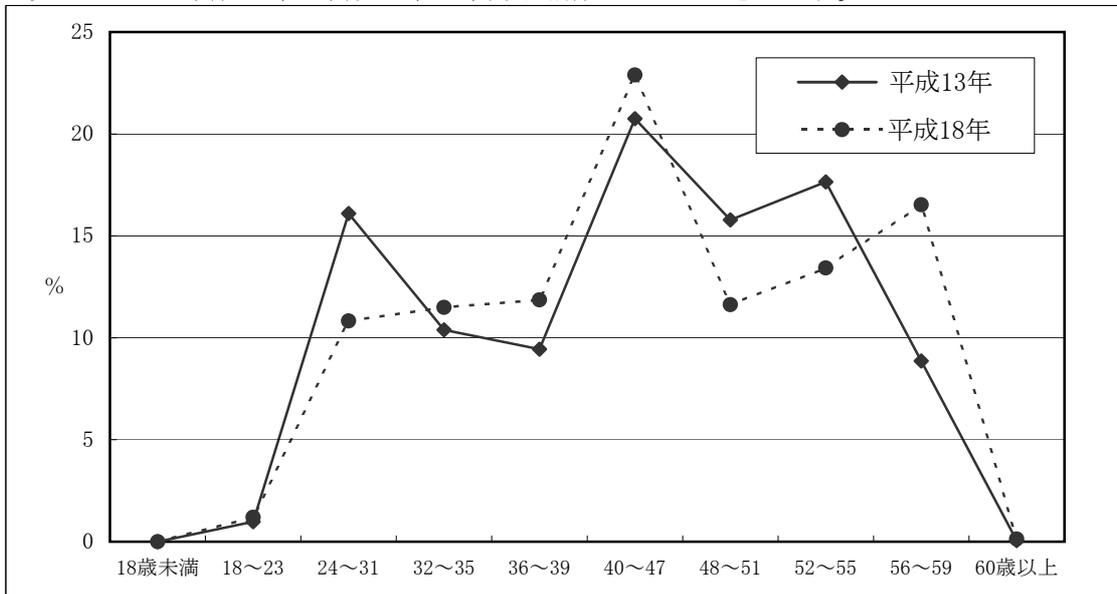
[注1] 本表の示す類似団体とは、態様(規模や性質など)が似通っている市町村を一定の類型に従い、総務省が分けたものであり、枚方市は特例市のV-5(人口23万人～43万人、第2・3次産業が95%以上かつ第3次産業が65%以上の団体)に属しています。

[注2] 職員数合計は、各市により、消防部門及び病院・水道等の公営企業が、一部事務組合である場合や存在しない場合があり、比較するために、これらの人数を除いています。

[注3] 人口については平成17年国勢調査人口を使用しています。

(3) 年齢別職員構成の状況

次のグラフは平成13年と平成18年の年齢別構成比を示したものです。



(単位:人)

区 分	18歳 未満	18歳 ～ 23歳	24歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
平成13年	-	34	561	362	329	723	550	615	309	2	3,485
平成18年	-	36	325	345	356	687	349	403	496	4	3,001

[注] 各年4月1日現在の定員管理調査の職員数を使用しています。

(4) 職種別職員数(平成18年4月1日現在)

(単位:人)

職種名		人数	うち女性数	
事務職員	事務員	1,000	246	
	福祉主事	63	11	
	児童指導員	4	1	
	図書館司書	49	12	
	体育指導員	3	1	
	保育士	235	234	
	介護職員	4	3	
	巡回相談員	1	1	
	家庭児童相談員	4	4	
	心理相談員	2	2	
	小計	1,365	515	
	技術職員	土木技術者	253	5
		建築技術者	49	7
機械技術者		36	-	
化学技術者		37	2	
電気技術者		37	-	
車両整備士		1	-	
設備技術者		5	-	
運転手		109	-	
清掃作業員		215	1	
土木作業員		54	-	
下水作業員		41	-	
防疫作業員		1	-	

職種名		人数	うち女性数
技術職員	調理員	153	99
	用務員	22	19
	校務員	96	45
	電話交換手	9	9
	警備員	1	-
	ボイラー	5	-
	市営葬儀従事員	6	-
	大工	1	-
	水道現業員	48	-
	保健師・助産師	38	38
	看護師	204	201
	准看護師	23	23
	放射線技師	11	1
	検査技師	15	7
	薬剤師	12	4
栄養士	11	11	
その他医療技術	17	6	
小計	1,510	478	
その他	医師	44	2
	教諭	35	35
	指導主事等	40	8
小計	119	45	
合計	2,994	1,038	

[注]各任命権者分及び外郭団体等への派遣職員分を含みます。

※任命権者とは、職員の任命、休職、免職、懲戒等人事権を有している者をいいます。枚方市では、市長、教育委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、市議会議長などがあります。

(5) 補職別職員数(各年4月1日現在)

(単位:人)

職名	平成17年度		平成18年度	
	人数	うち女性数	人数	うち女性数
理事	9	-	9	-
部長	19	2	22	4
参事	24	1	26	-
次長	59	1	63	-
副参事	10	-	7	-
課長	81	2	80	8
スタッフマネージャー	25	3	31	5
主幹	11	-	10	-
グループリーダー	281	34	290	39
サブリーダー	262	50	265	64
主査	291	55	229	47
その他	126	47	119	45
一般職員	1,899	859	1,843	826
計	3,097	1,054	2,994	1,038

[注1]各任命権者分及び外郭団体等への派遣職員分を含みます。

[注2]主査は平成18年度よりチーフ(主査級)に名称変更。

[注3]「その他」は、一般行政職員になじまない医師、教諭及び指導主事等について計上しています。

(6) 人事発令状況について(機関別・平成17年度)

次表は、平成17年度中におこなった、採用、退職、休職、復職等の件数を表したものです。

(単位:人)

区 分	採用	異 動	休 職	復 職	退 職	昇 給	育 休
市長 部 局	43	501	20	18	124	2,800	30
市民 病 院	30	33	2	2	26	450	5
水 道 局	1	53	-	-	2	209	2
市 議 会 事 務 局	1	4	-	-	-	26	1
教 育 委 員 会	14	154	8	4	35	591	3
監 査 委 員 事 務 局	-	4	-	-	-	9	-
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	-	2	-	-	-	8	-
農 業 委 員 会 事 務 局	-	2	-	-	-	9	-
計	89	753	30	24	187	4,102	41

[注1] 育休には部分休業を含みますが、取り消し及び期間変更の発令は含んでいません(再度者を含む)。

[注2] 退職には死亡者は含んでいません。

[注3] 府等との人事交流による派遣は除いています。

※発令とは、採用、退職、休職、復職等を行う際に、辞令(その旨を書いて本人に渡す書類)を交付することをいいます。

(7) 職員採用試験実施状況(平成17年度)

職員の採用については、地方公務員法において競争試験又は選考によるものとする定められています。枚方市における、平成17年度の採用試験の実施状況については次のとおりです。

(単位:人)

職 種	応募者数	受験者数	合格者数
事務員A	890	765	18
事務員B	32	31	3
土木技術者A	17	14	1
建築技術者A	12	10	1
保育士	131	126	9
保健師	33	26	2
土木技術者B	45	38	6
建築技術者B	13	12	4
看護師	32	32	31
助産師	1	1	1
病院医事業務職員	3	3	-
計	1,209	1,058	76

[注1] 各任命権者分を含みます。

[注2] 事務員Bは、身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人のうち障害程度が1級～4級までの人を対象としています。

[注3] 土木技術者B・建築技術者Bは、民間企業等の職務経験者を対象としています。

(8) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

①枚方市構造改革アクションプランに基づく定員適正化計画

ア 定員適正化目標

計画期間	数値目標等
平成16年4月を基準に平成25年4月まで	正職員770人程度削減

イ 定員適正化計画の進捗状況(各年4月1日現在)

(単位:人、%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	(参考)数値目標
				平成25年度
正職員数	3,183	3,097	2,994	2,413
対16年度削減数	-	86	189	770
削減達成率	-	11.2	24.5	100

②集中改革プランに基づく定員適正化計画

ア 定員適正化目標

計画期間	数値目標等
平成17年4月を基準に平成22年4月まで	正職員484人程度削減

[注1]集中改革プランは、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(平成17年3月29日総務事務次官通知)」により策定したものです。

イ 定員適正化計画の進捗状況(各年4月1日現在)

(単位:人、%)

	平成17年度	平成18年度	(参考)数値目標
			平成22年度
正職員数	3,097	2,994	2,613
対17年度削減数	-	103	484
削減達成率	-	21.3	100

職員の給与の状況

市職員の給与は、「地方自治法」、「地方公務員法」や議会の議決を経て定めた「枚方市職員給与条例」などの法令のほか、給与関係の規則などにに基づき支給されます。

1 総括

(1) 人件費の状況(平成17年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 16年度の人件費率
17年度	40万3,799人	1,018億479万円	4億898万円	274億4997万円	27.0%	26.2%

[注1] 人件費とは、職員に対して支給する給与だけでなく、市長、市議会議員などの特別職に支給する給料や報酬をはじめ、共済費(社会保険料の事業主負担分)なども含んだ経費です。

[注2] 普通会計とは、地方財政決算統計上の会計区分で一般会計と一部の特別会計を合わせたものです。

(2) 職員給与費の状況(平成18年度一般会計予算)

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
18年度	2,407人	105億8,885万円	25億3,109万円	48億9,218万円	180億1,212万円	748万円

[注1] 一般会計予算とは、歳入歳出予算のうち特別会計(国民健康保険、下水道など)と企業会計(水道局及び市民病院)を除いたものをいいます。

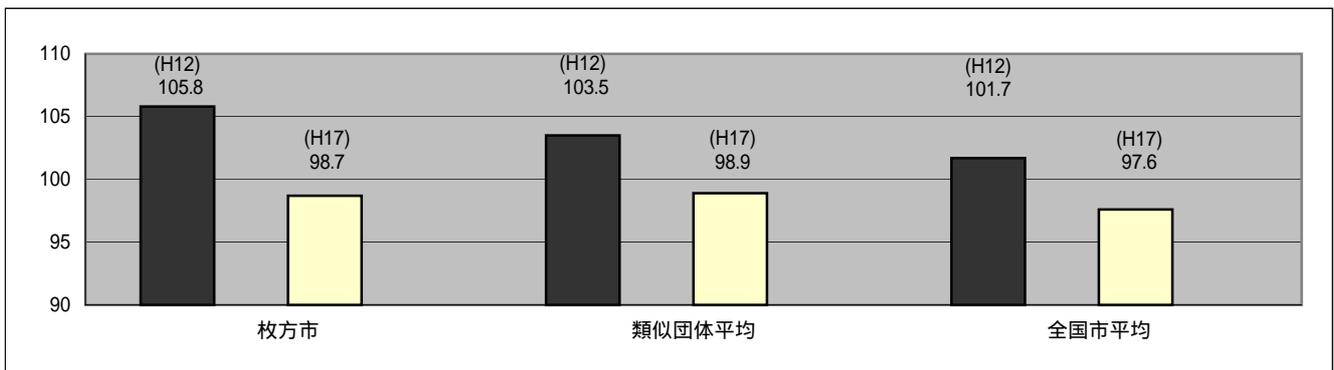
[注2] 職員数及び給与費は、一般会計予算に占める一般職の数値です。ただし教育長、再任用職員、任期付職員を除いています。

[注3] 職員手当には、退職手当を含んでいません。

(3) 特記事項

- ・ 人件費については、ピーク時の平成10年度と比較し、平成17年度決算で約38億円を削減しました。
- ・ 特殊勤務手当については、23種類あった手当のうち、9種類を廃止しました。また、存続させることとなった手当についても、14種類を10種類に整理・統合するとともに、支給対象業務の限定や支給額引き下げなどの見直しを行いました。(平成17年7月1日実施)
- ・ 一般職の全職員(再任用職員及び任期付職員を含む。)及び市長等の特別職の職員について給料月額3%削減措置を継続して行っています。(平成18年11月1日現在)
- ・ 昇任試験(選考)制度の拡大にあわせ、平成18年4月1日に、給料表を従来の6級制から職務・職責に応じた8級制に変更するとともに、国に準じた勤務成績に基づく昇給制度の導入や勤勉手当への勤務実績反映などにより、メリハリのある給与体系の構築を図りました。また、初任給についても引き下げを行いました。

(4) ラスパイレス指数の状況(平成17年4月1日現在)



[注1] ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較するため、一般行政職について国家公務員の職員構成を基準として学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

[注2] このグラフにおける類似団体とは、人口規模・産業構造が本市と類似している団体20市(総務省提供「都道府県別類似団体名一覧表」による。以下の給与関係の公表において同じ。)のことであります。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成17年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
枚方市	45.3歳	371,551円	479,403円
			447,624円
国	40.3歳	329,728円	382,092円
類似団体	43.9歳	362,761円	423,875円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
枚方市	45.5歳	347,469円	430,712円
			400,491円
国	48.1歳	285,008円	316,350円
類似団体	46.4歳	335,489円	376,339円
民間事業者平均	53.2歳	—	419,755円

〔注1〕「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の本俸(基本給)の平均です。

〔注2〕「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、枚方市の区分の上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

〔注3〕技能労務職の民間事業者平均は、「職員の給与等に関する報告及び勧告(平成17年10月)大阪府人事委員会」によるものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成17年4月1日現在)

区分	枚方市		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	185,658 円	207,400 円	I 179,800 円	198,600 円
				II 170,700 円	184,400 円
	高校卒	157,625 円	177,400 円	138,800 円	148,500 円
技能労務職	中・高卒	157,625 円	177,400 円	—	—
				—	—

〔注〕技能労務職については、採用時の年齢に応じて初任給を定めています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成18年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	262,681 円	315,449 円	363,958 円
	高校卒	227,756 円	279,166 円	319,561 円
技能労務職	高校卒	230,113 円	270,795 円	309,624 円
	中学卒	—	250,842 円	309,527 円

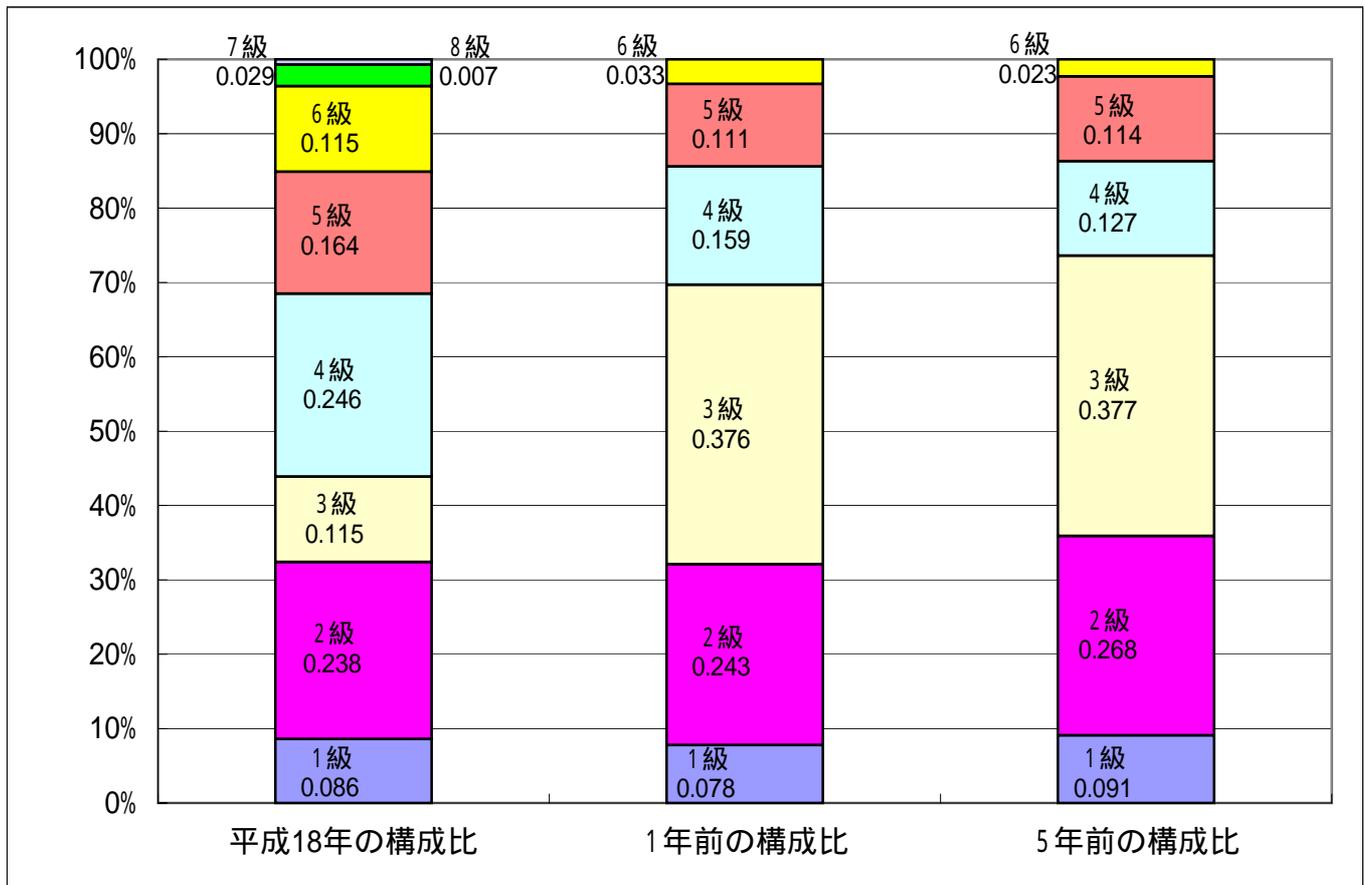
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成18年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	一般職員	118人	8.6%
2 級	一般職員	326人	23.8%
3 級	監督・チーフ	157人	11.5%
4 級	サブリーダー	337人	24.6%
5 級	グループリーダー	225人	16.5%
6 級	次長・課長・スタッフマネージャー	157人	11.5%
7 級	部長・参事	39人	2.8%
8 級	理事	9人	0.7%

[注1] 枚方市職員給与条例に規定される行政職給料表の級区分による職員数です。

[注2] 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



[注] 給与構造の見直し(平成18年4月1日実施)により、6級制から8級制に移行しました。(3級を3・4級、6級を7・8級にそれぞれ分割し、4級を5級、5級を6級に変更しました。)

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
17年度	職 員 数 A	人 1,397
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	人 49
	比 率 B/A	% 3.5
16年度	職 員 数 A	人 1,394
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	人 19
	比 率 B/A	% 1.4

4 職員の手当の状況(企業会計を除く全会計)

(1) 期末手当・勤勉手当(平成17年度)

枚 方 市		国	
1人当たり平均支給額(17年度) 1,941 千円		—	
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分		(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分	
勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分		勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

[注1] 期末勤勉手当とは、民間企業における賞与(ボーナス)にあたるもので、支給基準は、給料、扶養手当、これにかかる調整手当、役職段階別加算額を加算したものです。国については、上記の支給基礎に特別調整額(管理職加算)を加えて支給されます。

[注2] 支給割合の()内数字は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(平成18年4月1日現在)

枚 方 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前勸奨退職者2~20%		その他の加算措置	定年前勸奨退職者2~20%	
(退職時特別昇給	なし)				
調整額	平成18年4月1日以降の実績分を加算		調整額	平成8年4月1日以降の実績分を加算	
17年度1人あたり平均支給額	19,847 千円	26,022 千円			

[注1] 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

[注2] 退職手当の1人あたり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

[注3] 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化されました。

(3) 地域手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		1,265,606 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		486,772 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	10 %	2,600 人	10 %

[注] 地域手当とは、平成18年4月から従来の調整手当に替わり支給されることとなったもので、本市の場合支給率に変更はありませんでした。表中の支給実績及び支給職員1人当たり平均支給年額は、調整手当による数値です。

(4) 特殊勤務手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		105,412 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		64,591 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		6.9 %	
手当の種類(手当数)		9 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等事務手当	グループリーダー以下	滞納処分事務のうち、①差押調書作成及び②公売処分事務	1件当たり①160円、②190円
感染症等対策業務手当	グループリーダー以下	感染症の患者若しくは疑いのある患者の救護業務	日額290円
		感染症の病原体付着の危険性のある物件の処理業務など	
死体接触作業手当	グループリーダー以下	行路死亡人の収容護送作業	1件当たり1,000円
		死体の清拭並びに鼻腔、口腔及び肛門に綿を詰める等作業など	
社会福祉業務手当	グループリーダー以下	法令に基づく保護、措置等の対象者に対する訪問による調査指導業務	日額300円
清掃等特殊業務手当	グループリーダー以下	道路上における死獣の処理作業	日額300円
		下水処理施設におけるスクリーン清掃作業	
診療用放射線装置取扱手当	グループリーダー以下	診療用放射線の照射業務中に当該装置を操作作業	日額230円
夜間特殊業務手当	サブリーダー以下	正規の勤務時間で深夜(22時から5時)に勤務した場合	1回当たり410～1,100円
危険現場業務手当	グループリーダー以下	交通量の多い道路の車道上で交通を遮断しない状態で行なう作業	日額220～650円
		高所(10m以上に限定)の足場の不安定箇所で行なう作業	
	全職員	重大な災害発生又はおそれがある箇所での避難誘導、復旧等の応急作業 深夜(22時から5時)に緊急呼出を受け出動し行なう作業など	
業務管理手当	サブリーダー以下	任命を受けて業務管理を行う職にある場合 例:安全運転管理者、電気主任技術者、防火管理者など	月額2,000円

[注1] 特殊勤務手当については、平成17年7月1日(業務管理手当の一部については平成18年4月1日)に廃止や支給額の引き下げなどの見直しを行いました。これにより、支給実績及び支給職員1人当たり平均支給年額については、今後更なる減額を予測しています。

[注2] 職員全体に占める手当支給職員の割合は平成18年4月分に基づく数値です。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	440,739 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	351 千円
支給実績(16年度決算)	422,497 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	325 千円

(6) その他の手当(18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族2人まで 6,000円 ただし、扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目 6,500円 配偶者のない場合の扶養親族1人 11,000円 その他の扶養親族 5,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同じ	—	357,312 千円	233,996 円
住居手当	持家世帯主 3,800円 借家世帯主 家賃額に応じて 3,800円～27,000円 その他の者 1,000円 自ら居住する住宅取得等のため借入金を200万円以上有する者 1,500円加算(5年間)	異なる	持家世帯主 新築又は購入後5年まで 2,500円 借家世帯主 家賃額に応じて0円～27,000円 その他の者 0円	163,707 千円	64,860 円
通勤手当	交通機関利用者 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 交通用具利用者 用具の種類と距離に応じて算出し支給 月額55,000円が支給限度額 自転車:片道0.5km以上2km未満 700円 (以降2kmごとに200円加算) バイク:片道0.5km以上2km未満 1,120円 (以降2kmごとに620円加算) 自動車:片道0.5km以上2km未満 1,540円 (以降2kmごとに1,540円(20km以上は2kmごとに1,320円)加算)	異なる	交通機関利用者 月額55,000円が支給限度額 交通用具利用者 距離に応じてのみ算出し支給 月額24,500円支給限度 片道2km以上5km未満 2,000円 片道5km以上10km未満 4,100円 (以降5kmごとに2,400円(45km以上は5kmごとに900円)加算)	249,444 千円	100,867 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給 理事 90,000円 部長 87,000円 参事 75,000円 次長 73,000円 課長 66,000円 スタッフマネージャー 56,000円 グループリーダー 45,000円	異なる	俸給の特別調整額として官職に応じて支給 俸給月額に対し 第1種 25/100 第2種 20/100 第3種 16/100 第4種 12/100 第5種 10/100 本省課長補佐 8/100	320,020 千円	626,262 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から午前5時)に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:25/100	同じ	—	13,919 千円	253,073 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ	—	(時間外勤務手当に含みます)	
宿日直手当	勤務1回につき2,800円を支給	異なる	勤務1回につき4,200円支給	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	(平成17年4月1日現在)	(参考)類似団体における最高/最低額
	副市長(助役)	1,047,600 円	1,190,000 円/ 824,000 円
	収入役	911,800 円	956,000 円/ 738,000 円
報 酬	議 長	814,800 円	833,000 円/ 657,000 円
	副 議 長	766,000 円	800,000 円/ 614,000 円
	議 員	727,000 円	740,000 円/ 555,000 円
期 末 手 当	市 長	(平成18年度支給割合)	
	副市長(助役)	4.45 月分	
退 職 手 当	議 長	(平成18年度支給割合)	
	副 議 長	4.45 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(支給時期)
	副市長(助役)	給料月額(減額前)×在職月数×50/100	任期ごとに支給
	収入役	給料月額(減額前)×在職月数×30/100	
	給料月額(減額前)×在職月数×20/100		

[注] 市長、副市長(助役)及び収入役の給料については、給料月額3%カット(平成17年4月1日から継続実施)後の額です。

6 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純利益	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占める職員給与費比率
17年度	78億9273万円	5億7363万円	15億8542万円	20.10%	23.50%

[注] 職員給与費とは、職員に対して支給する給与だけでなく、水道事業管理者(特別職)に支給する給料をはじめ、共済費(社会保険料の事業主負担分)なども含んだ経費です。

イ 予算

区分	職員数 A	給 与			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
18年度	147人	6億7647万円	1億6563万円	3億1646万円	11億5856万円	788万円

[注1] 職員手当には退職手当を含んでいません。

[注2] 給与費は当初予算に計上された額です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成17年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
枚方市水道局	45.8 歳	425,363 円	594,500 円
団 体 平 均	44.1 歳	375,763 円	577,861 円

[注1] 基本給は、給料、扶養手当及び調整手当の合計額です。

[注2] 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

[注3] 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の水道事業全体の平均値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

枚方市水道局	企業会計を除く全会計
1人当たり平均支給額(17年度) 2,100 千円	1人当たり平均支給額(17年度) 1,941 千円
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

[注1] ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

[注2] 支給割合ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

イ 退職手当の状況(平成18年4月1日現在)

枚方市水道局			企業会計を除く全会計		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前勸奨退職者2~20%		その他の加算措置	定年前勸奨退職者2~20%	
(退職時特別昇給	なし)				
調整額	平成18年4月1日以降の実績分を加算		調整額	平成18年4月1日以降の実績分を加算	
17年度1人あたり平均支給額	16,404 千円	- 千円	17年度1人あたり平均支給額	19,847 千円	26,022 千円

[注1] 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

[注2] 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

[注3] 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化されました。

[注4] 支給率ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

ウ 地域手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		71,725	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		465,747	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	10 %	154 人	10 %

エ 特殊勤務手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		7,784	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		50,876	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		2.6	%
手当の種類(手当数)		2	種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
業務管理手当	サブリーダー以下	任命を受けて業務管理を行う場合	月額2,000円
危険現場業務手当	グループリーダー以下	交通量の多い道路の車道上で交通を遮断しない状態で行なう作業	日額220～650円
		高所(10m以上に限定)の足場の不安定箇所で行なう作業	
	全職員	重大な災害発生又はおそれがある箇所での避難誘導、復旧等の応急作業	
		深夜(22時から5時)に緊急呼出を受け出動し行なう作業など	
危険現場業務手当	グループリーダー以下	巡回監視、応急作業等(給水対策本部)	日額220～650円

[注] 平成17年7月1日に7種類あった手当のうち、5種類を廃止しました。また、存続する手当についても、2種類について支給対象業務の限定や支給額の引き下げなどの見直しを行いました。

オ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	12,505	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	99	千円
支給実績(16年度決算)	14,609	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	108	千円

カ その他の手当 (平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族2人まで 6,000円 ただし、扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目 6,500円 配偶者のない場合の扶養親族1人 11,000円 その他の扶養親族 5,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同じ	—	27,160 千円	234,138 円
住居手当	持家世帯主 3,800円 借家世帯主 家賃額に応じて 3,800円～27,000円 その他の者 1,000円 自ら居住する住宅取得等のため借入金を200万円以上有する者 1,500円加算(5年間)	異なる	持家世帯主 新築又は購入後5年まで 2,500円 借家世帯主 家賃額に応じて0円～27,000円 その他の者 0円	10,316 千円	69,235 円
通勤手当	交通機関利用者 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 交通用具利用者 用具の種類と距離に応じて算出し支給 月額55,000円が支給限度額 自転車:片道0.5km以上2km未満 700円 (以降2kmごとに200円加算) バイク:片道0.5km以上2km未満 1,120円 (以降2kmごとに620円加算) 自動車:片道0.5km以上2km未満 1,540円 (以降2kmごとに1,540円(20km以上は2kmごとに1,320円)加算)	異なる	交通機関利用者 月額55,000円が支給限度額 交通用具利用者 距離に応じてのみ算出し支給 月額24,500円支給額限度 片道2km以上5km未満 2,000円 片道5km以上10km未満 4,100円 (以降5kmごとに2,400円(45km以上は5kmごとに900円)加算)	11,913 千円	76,858 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給 理事 90,000円 部長 87,000円 参事 75,000円 次長 73,000円 課長 66,000円 スタッフマネージャー 56,000円 グループリーダー 45,000円	異なる	俸給の特別調整額として官職に応じて支給 俸給月額に対し 第1種 25/100 第2種 20/100 第3種 16/100 第4種 12/100 第5種 10/100 本省課長補佐 8/100	17,026 千円	630,593 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ	—	(時間外勤務手当に含みます)	

[注] 各手当の「内容及び支給単価」・「国の制度との異同」・「国の制度と異なる内容」は、前掲 4(6)の表と同内容です。

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況(集中改革プラン)

ア 定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	正職員を18人程度削減

イ 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

職員数131名

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純利益	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 16年度の総費用に占める職員給与費比率
17年度	63億2611万円	1128万円	32億6527万円	51.60%	50.40%

[注] 職員給与費とは、職員に対して支給する給与だけでなく、病院事業管理者(特別職)に支給する給料をはじめ、共済費(社会保険料の事業主負担分)なども含んだ経費です。

イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	338人	13億2947万円	6億76万円	6億1377万円	25億4400万円	753万円

[注1] 職員手当には退職手当を含んでいません。

[注2] 給与費は当初予算に計上された額です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成17年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
枚 方 市 民 病 院	41.7 歳	370,470 円	652,320 円
うち 医師	41.7 歳	505,792 円	1,136,278 円
うち 看護師	40.7 歳	326,988 円	554,287 円
うち 事務職員	41.0 歳	390,277 円	630,092 円
団 体 平 均	—	—	—
うち 医師	42.0 歳	563,267 円	1,257,884 円
うち 看護師	36.5 歳	296,892 円	480,376 円
うち 事務職員	43.7 歳	358,266 円	554,443 円

[注1] 基本給は、給料、扶養手当及び調整手当の合計額です。

[注2] 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

[注3] 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の病院事業全体の平均値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

枚方市民病院			企業会計を除く全会計		
1人当たり平均支給額(17年度)			1人当たり平均支給額(17年度)		
1,798 千円			1,941 千円		
(17年度支給割合)			(17年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
3.0 月分	1.45 月分		3.0 月分	1.45 月分	
(1.6) 月分	(0.75) 月分		(1.6) 月分	(0.75) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		

[注1] ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

[注2] 支給割合ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

イ 退職手当の状況(平成18年4月1日現在)

枚方市民病院			企業会計を除く全会計		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前勸奨退職者2～20%		その他の加算措置	定年前勸奨退職者2～20%	
(退職時特別昇給	なし)				
調整額	平成18年4月1日以降の実績分を加算		調整額	平成18年4月1日以降の実績分を加算	
17年度1人あたり平均支給額			17年度1人あたり平均支給額		
826 千円	24,001 千円		19,847 千円	26,022 千円	

[注1] 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

[注2] 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

[注3] 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化されました。

[注4] 支給率ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

ウ 地域手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)	140,708 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	428,988 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	10 %	328 人	10 %

エ 特殊勤務手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)	225,294 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	688,968 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	83 %		
手当の種類(手当数)	6 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療用放射線装置操作手当	放射線技師・看護師等	被爆の危険性のある特定区域での業務	日額230円
感染症等対策業務手当	医師・看護師・技師	感染症の診療・検査	日額:医師380、看護師290、技師90円
診療手当	医師	診療業務	診療局各科の当該月の収入額に応じて算定
夜間特殊業務手当	看護師等	深夜における看護業務	日額3,100円
死体接触作業手当	医師以外の職員	死後処置及び補助	1件当たり1,000円
業務管理手当	主任技術者	業務管理	月額2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	63,284 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	243 千円
支給実績(16年度決算)	65,331 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	275 千円

カ その他の手当(平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族2人まで 6,000円 ただし、扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目 6,500円 配偶者のない場合の扶養親族1人 11,000円 その他の扶養親族 5,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同じ	—	27,209 千円	83,208 円
住居手当	持家世帯主 3,800円 借家世帯主 家賃額に応じて 3,800円～27,000円 その他の者 1,000円 自ら居住する住宅取得等のため借入金200万円以上有する者 1,500円加算(5年間)	異なる	持家世帯主 新築又は購入後5年まで 2,500円 借家世帯主 家賃額に応じて0円～27,000円 その他の者 0円	29,717 千円	90,878 円
通勤手当	交通機関利用者 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 交通用具利用者 用具の種類と距離に応じて算出し支給 月額55,000円が支給限度額 自転車:片道0.5km以上2km未満 700円 (以降2kmごとに200円加算) バイク:片道0.5km以上2km未満 1,120円 (以降2kmごとに620円加算) 自動車:片道0.5km以上2km未満 1,540円 (以降2kmごとに1,540円(20km以上は2kmごとに1,320円)加算)	異なる	交通機関利用者 月額55,000円が支給限度額 交通用具利用者 距離に応じてのみ算出し支給 月額24,500円支給額限度 片道2km以上5km未満 2,000円 片道5km以上10km未満 4,100円 (以降5kmごとに2,400円(45km以上は5kmごとに900円)加算)	27,750 千円	84,604 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して 職責に応じて支給 理事 90,000円 部長 87,000円 参事 75,000円 次長 73,000円 課長 66,000円 スタッフマネージャー 56,000円 グループリーダー 45,000円	異なる	俸給の特別調整額として官職に応じて支給 俸給月額に対し 第1種 25/100 第2種 20/100 第3種 16/100 第4種 12/100 第5種 10/100 本省課長補佐 8/100	41,724 千円	651,938 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ	—	(時間外勤務手当に含みます)	

[注] 各手当の「内容及び支給単価」・「国の制度との異同」・「国の制度と異なる内容」は、前掲 4(6)の表と同内容です。

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況(集中改革プラン)

ア 定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	正職員を9人程度削減

イ 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

職員数 322名

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等(平成18年4月1日現在)

勤務時間など	本庁などの場合 月～金曜日(休日除く) 勤務時間：午前9時～午後5時30分 うち休憩時間45分、 休憩時間15分
--------	---

[注1] ※休憩時間については、平成18年10月1日に廃止しました。

[注2] 職場により始業・終業時刻等が異なる場合があります。このほか、時差出勤や3交替などの勤務形態があります。

(2) 主な休暇の取得状況(機関別・平成17年度)

区 分	年次有給休暇(日)		特別休暇(日)		病気休暇(日)		年間延 職員数 (人)
	総日数	1人あたり	総日数	1人あたり	総日数	1人あたり	
市長部局	25,519.8	12.9	22,475.0	11.3	4,465.3	2.2	23,829
市民病院	2,108.4	6.7	2,743.4	8.8	234.0	0.7	3,759
水道局	1,937.8	13.2	1,598.9	10.9	330.6	2.3	1,759
市議会事務局	68.4	4.0	183.8	10.8	-	-	204
監査委員事務局	37.3	4.6	69.6	8.7	39.0	4.9	96
選挙管理委員会事務局	47.1	7.8	39.5	6.6	-	-	72
農業委員会事務局	75.3	10.8	68.6	9.8	-	-	84
教育委員会	6,504.8	14.1	4,763.7	10.3	993.7	2.2	5,544
計/平均	36,299.0	12.3	31,942.5	10.8	6,062.5	2.1	35,347

[注1] 総日数については、時間単位での取得数を日に換算して端数処理をしているため、計が一致しない場合があります。

[注2] 休暇の種類には上記のほか、無給の介護休暇等があります。

(3) 主な特別休暇の種類等(平成18年4月1日現在)

種 類	付 与 期 間
ド ナ ー 休 暇	必要と認められる日又は時間
ボ ラ ン テ ィ ア 休 暇	1年度に5日以内
結 婚 休 暇	9日
妊 娠 休 暇	1日に1時間以内
出 産 休 暇	産前産後それぞれ8週間
育 児 休 暇	1日に1時間以内
看 護 休 暇	1年度に7日以内
親 族 死 亡 休 暇	続柄に応じ付与 (例)配偶者、実父母及び実子…10日など
夏 季 休 暇	※7.5日以内
長 期 在 職 休 暇	在職10年…3日、在職20年…3日、在職30年…5日

[注1] 特別休暇とは、職員が特別の事由により勤務しないことが相当である場合として認められる休暇をいいます。

[注2] ※夏季休暇については、付与日数の見直しを行い、平成18年度は7日以内で実施しました。

(4) 時間外勤務の状況(機関別・平成17年度)

区分	時間外勤務時間数	延職員数	1人あたり月時間数
市長部局	110,440.25	19,779	5.58
市民病院	21,338.00	3,156	6.76
水道局	3,995.25	1,490	2.68
市議会事務局	472.00	120	3.93
監査委員事務局	125.00	49	2.55
選挙管理委員会事務局	770.75	60	12.85
農業委員会事務局	85.75	48	1.79
教育委員会	14,802.00	4,516	3.28
計	152,029.00	29,218	5.20

[注] 時間数には、土曜・日曜・休日などにおける勤務を含んでいます。

職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数(平成17年度)

分限処分とは、公務能率の維持し、適正な運営を確保することを目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分です。分限処分には、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

(単位:人)

降任	免職	休職	降給	計
-	-	30	-	30

[注] 各任命権者分を含みます。なお、平成17年度の休職者のすべてが、心身の故障のため、長期休養を要する者でした。

(2) 懲戒処分者数(平成17年度)

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない行為等があった場合に、公務員全体の秩序を維持するために、職員の義務違反に対する道義的責任を迫及して行う処分です。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

(単位:人)

戒告	減給	停職	免職	計
-	1	1	-	2

[注] 各任命権者分を含みます。

職員のサービスの状況

職員の営利企業等従事許可の状況(平成17年度)

地方公務員法第三十八条(営利企業等の従事制限)において、職員は、任命権者の許可を受けなければ、次表で記載している営利企業等への従事をしてはならないと定められています。平成17年度の状況は、次のとおりです。

営利企業等の従事の内容	許可件数	事例
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	1	農業協同組合の支部役員に就任
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	3	相続した駐車場等の経営
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	20	勤務時間外や有給休暇を利用し、報酬を得て講演会の講師として出席等
計	24	

[注] 各任命権者分を含みます。

職員の研修及び勤務成績の評定の状況

研修については、職員の意識改革・能力開発を目的に、より実効ある研修実施に取り組んでいます。また、平成17年3月に策定した「人材育成型の人事計画」に基づき、職員の採用から退職までそれぞれのステージに即した職員一人ひとりの能力向上を目指しています。

(1) 研修の実施状況(平成17年度)

①職場外研修

(単位:日、人)

研修名		対象者	日数	受講者数		
職場研修 研修 担当者 研修	職場研修 担当者・人権 職場 研修 担当者 研修	職場研修 担当者 人権 職場 研修 担当者	3	153		
	新入職員 研修	平成17年4月 入職の職員	6	49		
管理・ 監督・ 一般 職員 研修	新入職員 フォローアップ 研修 宿泊 研修	平成17年4月 入職の職員	2	48		
	新入職員 事前 研修	平成18年度 入職予定の職員	2	27		
	2年目 研修	平成16年度 入職(入職2年 目)の職員	1	30		
	中堅職員 5年目 研修(異業 種 体験 研修)	平成13年度 入職(入職5年 目)の職員	-	18		
	中堅職員 9・10年 目 研修	平成8年度 入職(入職10 年目)及び 平成9年度 入職(入職9年 目)の職員	10	123		
	キャリア デザイン 研修	平成3年度 入職(入職15 年目)の職員	3	87		
	3級任用 者 研修	給料表2級 14号給以上 の職員	1	20		
	チーフ 昇任 選考 研修	給料表2級 14号給を6月 以上経過した 職員	1	30		
	25年目 研修	昭和56年度 入職(入職25 年目)の一般 職員	1	30		
	管理・ 監督者 研修	新任主査 研修	新任主査	5	68	
		新任サブ リーダー 研修	新任サブ リーダー	4	55	
		新任グル ープ リーダー 研修	新任グル ープ リーダー	9	48	
		新任課長 ・スタッ フマネ ージャー 研修	新任課長 ・スタッ フマネ ージャー	7	22	
		評定者 研修	課長・ス タッフ マネ ージャー	1	46	
		次長・副 参事(級) 研修	次長・副 参事(級)	1	42	
		理事・部 長(級) 研修	理事・部 長(級)	1	34	
	公務員 基礎 研修	人権	人権ファミ リ 研修	入職2年目 から5年間隔 で入職した 職員	10	608
			研修促進 役(ファミ リ テ ー ター) 養成 研修	希望する 職員	3	20
			研修促進 役(ファミ リ テ ー ター) 講習 会	研修促進 役(ファミ リ テ ー ター) 養成 研修を 修了した 職員	1	23
公務員倫 理 研修		グル ープ リー ダー 以上 の 職員	1	80		
メンタル ヘル ス 研 修		管理・監 督 職員 及び 希望 する 職員	2	53		
能力 開 発 研 修	女性職員 能力開 発 セ ミ ナ ー	昭和63年 度入職(入 職18年 目)の女 性 職員	1	20		
	科目選 択 制 研 修	昇格後2年 目のグル ープ リー ダー ・サブ リー ダー ・ 主 査	10	136		
専門 研 修	パソコン 研 修	希望する 職員	25	245		
	法律 研 修	憲法に関 心がある 職員	4	13		
		民法に関 心がある 職員	5	25		
	手話 研 修	希望する 職員	10	10		
	政策研 究 グル ープ 研 修	政策研 究に関 心があ る若 手 職員	-	8		
	技術 職 員 研 修	技術 職員 及び 希望 する 職員	1	55		
その他 研 修	希望する 職員	3	178			

研修名		対象者	日数	受講者数
派遣 研修	長期派遣		—	4
	大学院派遣	(公募による)	—	1
	自治大学校派遣研修	(推薦による)	—	1
	国土交通大学校派遣研修	(推薦による)	—	1
	河北研修協議会主催研修	(公募による)	—	42
	公開セミナー等派遣	希望する職員	—	128

[注]各任命権者分を含みます。

②自主研修

研修名	受講者	
通信研修	コース	44名修了

[注]各任命権者分を含みます。

③職場研修

実施職場	件数
延べ 178課	330件

[注]各任命権者分を含みます。

(2) 評定の状況(目標管理制度)

本市では、平成13年度より目標管理制度を実施しています。

これは、主要な業務を効率的かつ効果的に実現するため、上司と部下が共通認識の下に目標設定を行い、その達成に向けて、自らの職務を管理し、職務執行上の責任感と「やる気」やその持てる能力を開発することを目的とした制度です。

平成17年度も、グループリーダークラス以上の職員及び主幹クラス以上の医療職を対象に実施。この結果を12月及び6月に支給している勤勉手当の成績率に反映させています。さらに、制度の実効性を確保するため、勤務評価と目標管理の総合評価を勤勉手当及び昇給に反映させる新評価システムを再編しました。

職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の状況

地方公務員法で義務付けられている職員の福利厚生については、大阪府市町村職員互助会(府内42市町村などで構成)と枚方市職員共済会で行っていますが、現在事業主である市の負担金や事業内容の見直しに取り組んでいます。

大阪府市町村職員互助会では、平成17年度と同様に平成18年度についても事業主負担金を引き下げたほか、外部の専門家による委員会を設置し、廃止を含めた事業の見直しが進められ、平成18年度より実施しています。

また、枚方市職員共済会では、平成17年度より事業主負担金を廃止。事業内容についても見直しを行いました。

(2) 福利厚生事業の会費及び事業主負担金の状況

区分	平成17年度			平成18年度
	会費	事業主負担金	負担比率	負担比率
	(A)	(B)	(A):(B)	(A):(B)
大阪府市町村職員互助会	177,412千円	177,426千円	1:1	1:0.7
枚方市職員共済会	32,432千円	0千円	1:0	1:0

(3) 公務災害・通勤災害の認定請求件数(機関別・平成17年度) (単位:件)

区分	公務上	通勤途上
市長部局	53	8
市民病院	14	4
水道局	4	1
市議会事務局	-	-
監査委員事務局	-	-
選挙管理委員会事務局	-	-
農業委員会事務局	-	-
教育委員会	28	6
計	99	19

公平委員会の報告事項

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(平成17年度)

該当なし

※職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況(平成17年度)

該当なし

※職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

(3) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項(平成17年度)

1件

※職員は、勤務条件その他の人事管理に関する苦情を、公平委員会に申出及び相談をすることができます。